

プロポーザル参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

<p>【件名】「生産緑地新規追加申請調査及び生産緑地の保全を活かす都市農地のあり方検討調査」 支援業務委託</p>	
<p>【担当者名】 福井、阿部</p>	<p>都市づくり部土地利用調整課土地利用係 【電話】 直通 042-724-4254</p>
質問内容	回答内容
<p>I 生産緑地の新規追加指定関連</p> <p>I-1. 業務内容1.(2) 現地調査業務の内容は、具体的にどのような作業を想定していますか。作業項目、箇所数などをお示しください。</p> <p>I-2. 業務内容1.(3) 追加指定決定審査業務の内容は、具体的にどのような作業を想定していますか。作業項目、箇所数などをお示しください。</p> <p>I-3. 業務内容1.(3) の審査は、どこまでを想定していますか。(例えば、申請面積や土地権利状況の確認をする場合、法務局での確認をするのでしょうか。)</p> <p>I-4. 特記仕様書 第2章業務内容1.生産緑地の新規追加指定に係る審査支援に関して、追加申請願書は新規対象農地と再指定対象農地の2種類が混在し、100件程度提出されると考えてよろしいのでしょうか。 また、審査事項に関しては、既往の審査マニュアルを提供いただけると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>I-1. 現地調査業務の業務内容は、下記のとおりです。 ①申請農地の肥培管理、肥培環境の確認 ②申請農地の写真撮影（四方向から） 追加申請が想定される箇所数については、仕様書項目第2章（業務内容）1の本文をご確認ください。</p> <p>I-2. 市が新規追加決定の審査に必要な情報を整理するためのシート（Microsoft Excel形式）を提供します。仕様書項目第2章（業務内容）1（1）及び（2）により確認、整理及び調査した結果により、生産緑地として指定することが望ましいか審査をしていただきます。追加申請が想定される箇所数は上記回答と同様になります。</p> <p>I-3. 上記回答と同様になります。土地所有者より提出された追加申請願書の添付書類により作業が可能であることから、法務局での登記内容の確認は想定していません。</p> <p>I-4. 上記回答と同様になります。</p>

I-5. 「生産緑地の新規追加指定に係る審査支援」について現地調査の具体的な調査内容をご教示願います。

I-6. 申請支援業務に測量業務は含まれますか。測量士の役割を教えてください。また、業務従事者に協力会社の測量士を選任することは認められますか。

II 都市農地のあり方検討関連

II-1. 業務内容2.3.の施策検討において、庁内関係部署及び関係機関へのヒアリングはあるのでしょうか。ある場合、どの程度（回数や規模）を想定していますか。

II-2. 業務内容2.において、農業従事者や市民等へのアンケートによるニーズ把握の結果は既にあるのでしょうか。また、それを用いることはできるのでしょうか。

II-3. 業務内容2.の検討において、学識経験者を交えた委員会等の設置は行うのでしょうか。

III 庁内検討会運営や報告用資料関連

III-1. 業務内容4.（仮称）庁内検討会の運営支援は、何回、いつ頃開催されるものなのでしょうか。また出席者数はどのようですか。

I-5. 上記回答と同様になります。

I-6. 本業務委託内において、測量業務に従事していただくことありませんが、仕様書項目第2章（業務内容）1（2）において、現地調査する際に公簿との明らかな差異の判別ができる基準として資格要件を設けています。業務従事者が受注者社員であることが望ましいと考えますが、協力会社の測量士を選任する場合は、再委託行為に該当するため、再委託する理由等が明確であり、契約約款に基づく再委託の手続きがなされる場合にのみ、選任することができます。

II-1. 検討内容の進捗や熟度に応じて必要となる場合があると考えています。本業務委託を通じ、貴社が考える関係部署、関係機関へのヒアリング回数や規模、内容等をご提案ください。

II-2. 本検討を実施するにあたり実施したアンケート等ニーズ把握の結果はありません。ただし、一団を300㎡とする面積要件緩和の条例の制定にあたり、一部の農地所有者に対して、簡単な意向把握を行っています。

II-3. 学識経験者を交えた委員会等の設置は考えていません。しかし、本検討に必要なヒアリング項目があるようであれば、内容や回数を含めてご提案ください。

III-1. （仮称）庁内会議の開催回数については、検討に必要な編成メンバーや回数について、仕様書項目第2章（業務内容）3（4）を参考にご提案ください。

<p>Ⅲ-2. 庁内検討会の運営支援業務に、出席・説明及び議事録作成は含まれますか。また、庁内検討会の開催回数の想定を教えてください。</p> <p>Ⅲ-3. 特記仕様書 第2章業務内容 4. (仮称) 庁内検討会の運営支援に関して、構成人数や開催回数は想定されているのでしょうか、それとも本提案書にて提案させていただくのでしょうか。 想定されている場合は、その構成人数と開催回数をお知らせください。</p> <p>Ⅲ-4. 特記仕様書 第2章業務内容 5. 報告用資料の作成支援に関して、都市計画審議会の構成人数や開催回数は想定されているのでしょうか。また、都市計画審議会以外の会議に報告するのでしょうか。 想定されている場合は、都市計画審議会の構成人数と開催回数を、都市計画審議会以外に報告する会議がある場合はその会議名称と構成人数、開催回数をお知らせください。</p> <p>Ⅲ-5. 「(仮称) 庁内検討会の運営支援」について、何回程度の回数をお見込みでしょうか。</p>	<p>Ⅲ-2. 庁内検討会の運営支援業務の際、出席や説明及び議事録作成は含まれます。回数の想定は、上記回答と同様です。</p> <p>Ⅲ-3. 上記回答と同様になります。</p> <p>Ⅲ-4. 都市計画審議会の構成については、町田市ホームページの下記ページからご確認ください。 「トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>都市づくりに関する審議会>都市計画審議会>都市計画審議会の概要」 都市計画審議会に対して1回程度の報告を想定し、それ以外の会議については、町田市議会建設常任委員会で1回程度報告する予定です。その他必要に応じ実施しますが、貴社で必要と考える会議がある場合は、ご提案ください。</p> <p>Ⅲ-5. 上記回答と同様になります。</p>
<p>Ⅳ スケジュール、業務責任者実績関連</p>	
<p>Ⅳ-1. 業務責任者実績書に記載する業務に関わっていた証として、テクリス登録等を提出する必要はありませんか？</p> <p>Ⅳ-2. 実施スケジュール及び実施体制については審査支援業務についても記載する必要がありますか？</p>	<p>Ⅳ-1. テクリス登録等の提出は求めません。</p> <p>Ⅳ-2. 業務全体の進捗管理を確認するため、審査支援業務を含めた、本業務委託全般の業務スケジュールについて記載してください。</p>

IV-3. (企画書1について)

審査支援業務について企画書1に実施スケジュールを記載する必要がある場合、生産緑地所有者等からの申請資料が整い、実際に作業に着手できるのはいつ頃からでしょうか？

V その他

V-1. 本業務委託に関連して、町田市緑の基本計画2020を前倒して見直しすることはお考えですか？

以下、余白

IV-3. 生産緑地の新規追加願書の受付は、2018年4月16日から4月27日としています。本業務委託開始時には受付は完了しており、本業務委託契約後、速やかに着手していただきます。

生産緑地の新規追加についてのご案内は、町田市ホームページの下記ページからご確認ください。

「トップページ>観光>農業・商業・工業>市の産業>町田の農業>農業委員会・農地の手続き>農業委員会だより

V-1. 町田市緑の基本計画2020の次期改定時期に本検討の内容を反映させる予定です。

以下、余白